

○蕨市在宅重度障害者手当支給条例

昭和55年3月29日条例第2号

改正

昭和56年3月31日条例第13号

昭和56年12月23日条例第28号

昭和57年4月1日条例第17号

昭和58年3月31日条例第14号

昭和59年3月31日条例第24号

昭和60年3月30日条例第14号

昭和61年3月31日条例第2号

昭和62年3月30日条例第20号

昭和63年3月31日条例第15号

平成元年3月31日条例第17号

平成2年3月30日条例第23号

平成3年3月29日条例第18号

平成4年3月30日条例第21号

平成5年3月31日条例第12号

平成6年3月31日条例第10号

平成11年3月30日条例第6号

平成13年3月30日条例第30号

平成18年3月24日条例第10号

平成19年9月27日条例第30号

平成21年12月16日条例第26号

蕨市在宅重度障害者手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、蕨市に居住する在宅重度障害者（以下「障害者」という。）に在宅重度障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例による手当の支給対象者となる障害者（以下「支給対象者」という。）は、次の

各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が、A又はBに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度、重度又は中度であると判定した者
- (5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号及び第2号に規定する施設及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に収容されている者
- (2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金の支給を受けられない者

イ 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱（平成21年障福第2696号埼玉県福祉部長通知）に規定する超重症心身障害児であると市長が認めた者

- (3) 前年の所得により住民税を課税されている者
(受給資格等)

第3条 蕨市に住所を有し、前条に該当する者は、この条例の定めるところにより手当を受けることができる。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 蕨市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、別表のとおりとする。

2 受給者が第2条第1項各号の規定に重複して該当する場合には、どちらかの一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請の日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

(支給制限)

第7条 市長は、受給者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第8条 偽り、その他不正の手段により、手当の支給を受けた者は、受給額に相当する金額を返還しなければならない。

(受診命令)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年1月1日から適用する。

附 則（昭和56年12月23日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日条例第17号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第24号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第14号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日条例第2号）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず同月から手当を支給する。

附 則（昭和62年3月30日条例第20号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第17号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日条例第23号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日条例第18号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第21号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第12号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第10号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の蕨市在宅重度障害者手当支給条例の規定は、平成18年4月分以後の在宅重度障害者手当について適用し、同年3月分以前の在宅重度心身障害者手当については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月16日条例第26号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

受給者	手当の額 (月額)
身体障害者手帳所持者で障害の程度が1級若しくは2級のもの又は療育手帳所持者で障害の程度が若しくはAのもの	8,000円
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある者	
児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重	

度、重度であると判定した者	
療育手帳所持者で障害の程度がBのもの	5,000円
児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について中度であると判定した者	
精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級のもの	
精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が2級のもの	3,000円